

○事務局長 それでは、ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は、全員出席ですので会議は成立をしております。それでは、ただいまより、令和3年度第1回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、田中会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 （挨拶）

○事務局長 はい、ありがとうございました。本日は、町長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○町長 （挨拶）

○事務局長 はい、ありがとうございました。ここで町長は公務がございますので退席をさせていただきます。お世話になりました。それでは、会議規則第4条により会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後は会長、よろしくお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に8番委員、9番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局長。ページが1ページになります。日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので許可不許可についての意見を決定するものとする。令和3年4月12日です。今回3条につきましては2件の申請が上がってきております。

(2件の申請について説明)

○議長 はい。続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○5番委員 はい、5番。議案第1号農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。

今回2件の申請がありましたが、4月9日に11番委員、12番委員、5番私そして事務局で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内の農地となっております、対価零円による所有権移転となります。許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でした。続きまして、番号2の申請につきまして先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地が2筆、除外地が2筆となっております対価零円による所有権移転となります。農地法第3条では不許可の例外ということで、農地法施行令第2条第1項第1号ハによって教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人で当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するというを認められる場合は、農地を所有することができると規定しています。よって、申請は妥当であるとの協議結果でございました。詳しくは今事務局の方から説明がありましたが、栗が植えてありまして、その栗で農業体験ができるんじゃないかなというように思いました。以上です。補足があったらお願いします。

○議長 何か補足がございますでしょうか。それではただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。はい、7番委員。

○7番委員 今ちょっと説明をしていただいたんですけども、〇〇さんっていう家があると思うんですけどもこれは地目とかも畑だったんでしょうか。

○事務局長 はい、事務局。こちらにつきましては、畑の地目になっております。建築年月日も調べたんですけども、ちょっと不明でして、もう農地のままっていうことで、そこに立っている建物についても、□□さんの方へ無償で譲渡したいというような申請です。以

上です。

○議長 7番よろしいでしょうか。はい、ほかに何かご意見ございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい、異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第2号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、19番委員、6番委員、10番委員、7番委員は退席をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○係長 日程第3、議案第2号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和3年第4回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、3月31日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、先ほど退席されました議事参与の方の分につきまして、別冊の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。はい、14番委員。

○14番委員 6ページのNo.2ですけど、地主さんに会って話したんですけども、まだ荒かしてあるんですね。去年何も作ってありません。どうなされるんですかって聞いたんですけど地主さんに、まだ作らせてくださいということでした。そうですかと言ったんですけども、草も生えて鋤きこむかしてもらえると近くの人も迷惑していますので、1年以上ほったらかしの状態です。よろしく願います。

○議長 今の現況はどんなふうですか、マルチとかもですか。

○係長 再設定でずっと更新されているところです。

○事務局長 はい、10番委員さんの分なんですけれども、やはりいろいろな箇所が荒れているので、もう貸したくないっていうような話も役場にされてきますので、そのたびに、私と係長で10番委員さんのところに向いて、ちゃんと管理をしていただけますようにっていうことは、伝えております。私も何か所か見に行ってるんですけれども、1カ所だけ現状ありません、字はわかりませんが、3反1枚、今まで、ビニールのマルチとかもそのままほったらかしになっていた場所がございます。字地番がちょっと今言えませんけれども、1カ所だけはきれいにかえておりました。もう1カ所、これは久米の方なんですけれども、そちらもちゃんと管理をするというようなことで約束もしていただいておりますので、事務局としてはちゃんと管理をしていっていただけるものというふうに考えております。事務局としては、再三再四にわたって行っておりますので、以上です。

○議長 はい、18番。

○18番委員 私ちょっと10番委員さんの借地については結構あちこち見とっとですけど、やはりほかの農家さんが管理されている状況と比較すれば、余りにもずさんではないかなというのと、ここに座っている籍を置くべき人の管理はないなと思います。

○議長 はい、12番。

○12番委員 12番です。以前から再三ですね、何年か前も、16番委員の方からもですね、そういうことを指摘されたこともありまして、毎年こういう案件が出てきますので、事務局でおっしゃるかもしれませんが極端な話がこの場でもですね、ある程度言いながらやっばある程度の自覚とか、プレッシャーと言ったら無礼かも知らんですけど、そういった方向で進めんと、本人さんに対してもそういう認識が周りがずっと持ち続けることもありま

すので、やはり言うべきことは言うべきじゃないかと思えますけども、以上です。

○議長 ほかに何かございませんか。はい、9番委員。

○9番委員 とにかく持ち主の人があの人にはちょっと作らせたくない、それはまた後で私が場所を申し上げますけど、そういうことを本人が、貸したくない、ところが本人はまた作りたい。肝心の小作料が滞っているとか、そういうこともあるんじゃないのかと考えてもらいたいと思います。

○議長 ただいまいろいろなご意見が出ましたが、基本的にですね、利用権の再設定という申請が出ているということですので、両者の了解はある程度とれていることだと思います。しかしながら、今後の管理についてですね、非常に再三ですね、総会の場合でも異例でございますけれども、指名をして注意をしたという経緯もございますし、そのほか以外でもですね、事務局でも言いましたが、私の方でも何度もですね、再三注意喚起をしております。にもかかわらず、少しずつしかですね、改善の方向が見られないということでございますので、いよいよをもってですね非常に厳しい状況なのではないかと思えます。しかしながら本人もですね、耕作の意欲があるということもございますので、そうですね、どうういたしましょうか。1年の経緯を見てですね。もしも改善が見られないということであれば、合意解約等も仕方ないのではないかというような考えもあります。皆さん方いかがですか。皆さん方、今までですね、非常にもう何年も言ってきたわけですね、マルチ等の状況もなかなかされないということで貸し主の方もですね、非常にこう迷惑をされているところも十分わかりますまた周囲の方々からもですね、非常に農業委員会に対してそういう注意をされているという経緯もございます。本来ならば総会の時に、この利用権設定に対しては、反対という方向性もあるかもしれないと思いますが、そこはなかなかですね、決めがたいところもございます。皆さん方いかがでしょうか。3番委員。

○3 番委員 おととしの夏作付けをされて、そのままの状態、そういったところで、改善をお願いしますと話をしたんですが、ところが、なんの反応もございません。そこをまた上がってきた場合に、認めるかという問題が発生しますが、もし認めなかった場合ですよ、こんどは借り手がない。もし反対した場合、誰が借りるか、そういったこともですね、懸念されることありますので、そういうことも考えていただいていたが良かったのかと私は思います。以上です。

○議長 ただいま、3番委員のご意見も確かにごもっともだと思います。ここは10番委員に確認をいたしまして、今度の作付の後の管理を徹底していただくということで、よろしいでしょうか。それができない場合はそのあとの対応も考えるということでよろしいでしょうか。はい、ほかに何かございませんか。ないようでしたら退席された方々の入室をお願いいたします。はい、ただいま入室された方々の利用権の設定のですね、再設定を審議させていただきましたが、10番委員の利用権設定について、皆さん方からご意見がございました。ただいまの利用権設定されている農地の管理状況が非常に悪いということでございます。今回の申請されている利用権設定については、農業委員会としては認めるということでございますが、管理状況について早急に改善するとともに、今年度作付予定の作物の収穫後は、速やかに状況を改善していただけていただくということを約束していただけますでしょうか。はい、それでは10番委員が今後の管理を徹底して行うということでございますので、利用権設定の申請については認めるということにいたします。それでは残りの案件の説明をお願いいたします。

○係長 はい。それでは、別冊の総括表にてご説明をさせていただきます。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、皆さん方向かご意見はございませんか。何かございませんか。ないようでしたら、私からですね、皆さん方も農業公社売買の立ち会い等はされると思いますが、公社の方からですね、その農地の価格について適正かどうかを聞かれると思います。公社のお話を聞きますとですね、多良木町は非常に農地の価格が下がってきているということがございます。隣のあさぎり町等と比べるとですね、非常に農地の価格が下げ傾向で危機感を持っているというお話をされました。湯前町も同等でですね、非常に農地の価格が下がっていると皆さん方もですね、それぞれご相談があると思いますけれども、やはり前回の総会でもあったとおりですね、農地の価格が下げますと、買手の方々もその金額をもとに、次のお話のときには持ってこられるというような傾向もがございます。ですので、皆さん方にご相談があった場合はですね、できるだけ周りの農地の売買価格等も考慮しながら適正な価格をですね、ある程度の適正な価格を皆さん方で表示をしていただきたいとそういったところでですね、ご相談に乗っていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。皆さん方ご意見がないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長 はい。異議なしということで本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第4、議案第3号、非農地証明願ひに対する判断についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、それでは5ページ目でございます。日程第4、議案第3号、非農地証明願ひに対する判断について、下記内容の通り非農地証明願ひがあったので、農地法第二条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断をお願いいたします。まず番号1で

す。所有者、土地の所在等は記載のとおりです。現況山林、希望の理由など、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。続きまして番号 2、所有者、土地の所在等は記載のとおりです。現況原野、希望の理由など、森林が様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。続きまして番号 3、所有者、土地の所在等は記載のとおりです。現況原野、希望の理由、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。続いて、番号 4、所有者、土地の所在等は記載のとおりです。現況原野、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。続いて、場所ですけれども、添付図面のとおりです。以上、説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、皆さん方向かご質問ございませんか。現地調査報告をお願いいたします。はい、11 番委員。

○11 番委員 事前調査の報告をします。4 月 9 日（金）に、5 番委員、11 番委員、12 番委員、事務局より局長、係長の 5 名で事前調査を行いました。

番号 1 番については、周りを山林に囲まれ、伐採の痕跡があったり、長期間にわたり耕作されておらず木が生えている状況でした。番号 2、3、4 番についても長期間にわたり耕作されておらず、竹や木が生えている状況でした。1 番から 4 番全て、人力または農業用機械での耕起・整地が困難であると思われます。よって、熊本県が定める「非農地証明事務処理要領」の非農地証明の基準のア、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」ではなく、「非農地」と判断できると考えます。以上、事前調査の報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事前調査の報告がございましたが、本件について何かご質問はござい

ませんか。ないようでしたらお諮りをいたします、本件についてご異議はございませんか。
異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。次に、日程第5、報告第1号、農
地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事
務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは8ページ目です。日程第5報告第1号、農地法第18条第6項
の規定による小作地の合意解約の報告について、令和3年2月26日から令和3年3月25
日までとなっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はござい
ませんか。何かございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長 本件の報告を終わります。続きまして、日程第6、報告第2号許可不要転用届の報告に
ついてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局長 はい、事務局。それでは11ページになります、日程第6報告第2号許可不要転用
届の報告についてということで報告をさせていただきます。今回3件出てまいっております。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はござい
ませんか。ないようでしたら報告第2号、許可不要転用届の報告についてを終わります。
続きまして、日程第7、次回総会に伴う事前調査委員の指名についてを議題といたします。

次回の事前調査を5月11日、火曜日、午前9時から総会を5月12日、水曜日、午前9時から庁舎の三階で行います。それに伴います事前調査の調査員を6番委員、7番委員、13番委員にお願いしたいと思いますが、御三方ご都合はよろしいでしょうか。はい、よろしく願いいたします。それでは総会を5月12日、事前調査を5月11日に行います。よろしく願いいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 長時間にわたり、ご協議ありがとうございました。これもちまして、令和3年度第1回多良木町農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記